

高齢者・障害者 見守り通信

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8-1 シルキア奈良 2階
TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686



思わぬ大けがに！

事故の半数
は高齢者

脚立・はしごからの転落に注意！

- 医療機関ネットワークからみる危害の実態 -

【事例1】庭木の剪定をする際、三脚脚立を木に立て掛けたが脚立を固定するのを忘れていた。上から二段目に乗って奥の枝を切るため手を伸ばしたところ、脚立が横に倒れてコンクリート地面に転倒した。動けなかったため、一緒に作業していた人が救急車を呼んでくれ、病院に搬送された。胸腰椎3カ所の椎体圧迫骨折だった。作業時は、安全のため、ヘルメット・作業服・地下足袋を使用していた。

(70歳代・男性)



【事例2】棚の上に載せるための荷物を、両手で持ち、約1mの脚立を上っていた。またごうとした際に、足を引っかけてバランスを崩して転落し、腕を打撲した。

(40歳代・男性)

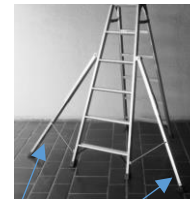
事故防止対策



I 安全に配慮した製品の使用

- ・転倒防止策である安定性補助器具(アウトリガーやスタビライザー等と呼ばれる)が取り付けられていること。(写真1)
- ・作業の安定性を高めた製品(上枠付や踏ざん幅が広い)を使用する。(写真2)

(写真1)



安定性補助器具

(写真2)



II 取扱説明書の確認

- ・はしご・脚立等には、品質・安全基準を定めて適合する製品に付与される認証マーク(下記参照)があります。各基準に則った注意事項、正しい使用方法を確認しましょう。

一般社団法人軽金属製品協会はしご脚立部会
作成リーフレット注意事項より

(脚立)

- ・脚立から身体を乗りだすこと禁止
- ・上向き作業すること禁止
- ・天板にのらない、すわらない、またがらない
- ・脚立の上で作業するときは、天板を含め上から3段目(210cmタイプ以下は2段目)以下の踏ざんに乗り、天板や踏ざんに身体を当て、安定させた状態で作業してください
- (はしご)
- ・はしごから身体を乗り出すこと禁止
- ・はしごは高所へ昇降する為のものです。はしご上での作業すること禁止

【参考】はしご・脚立の認証マーク(一般家庭用)

① JIS マーク(日本工業規格)

JIS S 1121:2013「アルミニウム合金製脚立及びはしご」

② SG マーク(SG基準): 一般財団法人製品安全協会

CPSA 0015「住宅用金属製脚立の認定基準及び基準確認方法」

CPSA 0037「住宅用金属製はしごの認定基準及び基準確認方法」